

① 職場の概要（仕事の内容）

● 船舶技術部とは？

海上保安庁の仕事は巡視船が必要不可欠です。

巡視船が問題なく航行できるように、船舶技術部では主に下記事項にかかる業務を行っています。

・ 巡視船の日常整備の指導、手配

→マニュアルに基づいて各船が必要な点検・整備を実施しているかチェックしています。

また、日常整備で使用する部品などの手配も行っています。

・ 故障時の対応

→巡視船は領海警備や人命救助等厳しい環境で運航していること、また海ならではの塩害により、故障が発生しやすい環境です。

故障が発生し、乗組員でも対応できない場合は、乗組員と協力し故障箇所の特定制をを行います。

その後、民間事業者との調整や仕様書を作成するなど修理契約に向けた作業を行い、巡視船の業務に影響が出ないように、航行不可とならないように取り組んでいます。

・ 定期修理の対応

→年に1度、日常整備では行うことが難しい整備や修理（定期修理）を実施しています。

この際にも上記と同じく民間事業者との調整や仕様書の作成を行います。

・ 新造船監督業務等

→新しく巡視船を造る際、要求するスペックを満たしより良い巡視船になるように、各種試験の監督業務等を行っています。

整備も重要業務の一つです！



日頃、利害関係者と仕事（修理・部品手配の業務など）を行うことが多いことから、**コンプライアンス違反を起こしてしまう可能性**が少なからずあります。

当部ではコンプライアンス違反が起きないように、部内の職員はもとより、民間事業者、巡視船乗組員に対して下記取り組みを実施しています。

<民間事業者へ対して>

● 問い合わせ～契約 手続きの案内

契約行為は、担当者しか行えない事について、民間事業者は知らないことがあるため、仕様内容を調整する際にその後の**契約までの手続きが必要であることを案内**しています。

急ぎの場合、問い合わせの時点でお気遣い提案いただける事もございますが、契約前に対応いただく事はお断りしています。

<乗組員向けの指導について>

● 仕様変更チェックリストの配布

修理を行う際は、各船の乗組員が検査・監督する職員になります。

軽微な変更（ねじを交換予定だったが、現物を確認したところ交換不要であった場合など）について「この程度なら」と必要な手続きを取らずに許可してしまう事例が発生していました。

このような行為は、コンプライアンス違反となる可能性があるため、**契約連絡の度、検査・監督職員に対して「仕様変更チェックリスト」を送付し違反を防止**しています。

● コンプライアンス研修の実施

各船艇に対しコンプライアンス研修資料を展開、各船艇で実施させています。

資料内容としては、サービス工事を行わせる事は倫理規定違反になる旨など、**実例を交えて記載**しています。

● 定期修理毎の心構え送付

年に一度実施する造船所での定期修理において、開始前に安全管理や**コンプライアンス遵守の呼びかけ**を行っています。

仕様変更チェックリスト

臨時修理で任命された監督職員は、修理中に仕様変更の必要を認めた場合、このチェックリストにすべてチェックが入るまで、業者に変更作業はさせないでください！

仕様変更の契約手続き完了なく、変更作業を行なった場合、コンプライアンス違反、懲戒処分を受けることがあります。

仕様書記載の工事・修理内容を「変更、追加、取りやめ」をする必要が生じた際は、**変更作業開始前に仕様変更の契約手続きが必要。**（工期内の完遂より優先）

<input type="checkbox"/>	1 監督職員は業者による作業を一時中断させた。	
<input type="checkbox"/>	2 監督職員は状況を船舶技術部へ通報した。	
<input type="checkbox"/>	3 監督職員は現場監督報告書を作成し船舶技術部へ提出した。	
本部で仕様変更の手続き実施		
<input type="checkbox"/>	4 船舶技術部から仕様変更手続き完了の連絡を監督職員が直接受けた。	契約締結
施工再開（施工日時の調整）		

第三管区 船舶技術部

◆ 危険がいっぱい ⇒ 自分の身は自分で守る！

ドック期間中の心構え！

- 1. 人身事故は 絶対防止！**
 - ◆ ヘルメット、安全靴など 適切な保護具の使用
 - ◆ 頭上、足元など 危険を察知し注意を払う
 - ◆ 安全第一の作業方法、作業環境、作業打合せ
 - ◆ 火災、油流出事故も防止
- 2. コンプライアンス 遵守！**
 - ◆ 会計手続き ◆ 適正な監督
 - ◆ 公務員倫理 ◆ 非違非行防止
- 3. 物品管理の徹底！**
 - ◆ 部品、工具の紛失
 - ◆ 貸し借り時の紛失
- 4. 整備システムの維持！**
 - ◆ 管理記録などの整理
 - ◆ 検査官インタビューへの適切対応
- 5. 共用施設の利用マナー向上！**
 - ◆ 社会常識のある行動
 - ◆ 三管区 海上保安官たる品位の保持

絶好の機会である【技術力習得】と休養も！

③ ②に記載した倫理保持に関連する取組の目的及び効果

- こちらから連絡が無くても、契約や仕様変更前の対応はNGだということを理解している民間事業者が多くなりコンプライアンス意識の向上が伺えます。
- 仕様変更チェックリストがある事で、監督職員から確認の連絡が来るようになり、コンプライアンス意識の向上に繋がっています。
- 今年度は、コンプライアンス違反は発生していませんし、今後も必要な取組を継続していくことで、よりコンプライアンス意識の高い職場となることを目標としています。

④ 職場のPR内容

海上保安庁の業務は

治安の確保（テロ対策等）
領海警備
海難救助
海洋調査
海上交通の安全
など多岐に及びます。

整備状況のインタビュー



船からの報告を確認



その業務を遂行するため、**巡視船の存在は必要不可欠です。**

船舶技術部では巡視船が問題なく航行できるよう、日々整備・修理における対応を行っており、**現場を支える重要な業務**を担っています。